

## 令和3年度「兵庫県放課後児童支援員認定資格研修」のご案内

この研修は、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」(平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準」という。)に基づき、基準第10条第3項の各号のいずれかに該当する者が、放課後児童支援員として必要な基本的な生活習慣の習得の援助、自立に向けた支援、家庭と連携した生活支援等に必要な知識・技能を習得するための、基準第10条第3項に規定する都道府県知事が行う研修です。

### 1 実施主体 兵庫県

※株式会社東京リーガルマインドが兵庫県より本研修の運営業務の委託を受けて実施します。

### 2 日程・会場・定員・申込締切日 別紙1のとおり

※新型コロナウイルス感染症の状況次第では中止または延期となる場合がありますので、ご了承ください。

### 3 研修科目、研修時間数 (16科目、合計24時間)

番号	科目	時間数
(1)	放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容	90分
(2)	放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護	90分
(3)	子ども家庭福祉施策と放課後児童クラブ	90分
(4)	子どもの発達理解	90分
(5)	児童期(6～12歳)の生活と発達	90分
(6)	障害のある子どもの理解	90分
(7)	特に配慮を必要とする子どもの理解	90分
(8)	放課後児童クラブに通う子どもの育成支援	90分
(9)	子どもの遊びの理解と支援	90分
(10)	障害のある子どもの育成支援	90分
(11)	保護者との連携・協力と相談支援	90分
(12)	学校・地域との連携	90分
(13)	子どもの生活面における対応	90分
(14)	安全対策・緊急時対応	90分
(15)	放課後児童支援員の仕事内容	90分
(16)	放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令遵守	90分

※研修プログラムは別紙2を参照。

#### 4 受講対象者

##### (1) 受講対象者

基準第 10 条第 3 項に規定する資格(別紙 3)のいずれかに該当する方等(※)で、兵庫県内の放課後児童クラブに勤務している方もしくは兵庫県内に在住の方。

(※)…翌年度の始期までに、基準第 10 条第 3 項第 1 号、2 号、4～8 号に該当する見込みのある方を含む。

○神戸市内の放課後児童クラブに勤務している方もしくは神戸市内に在住の方は原則として神戸市が実施する放課後児童支援員認定資格研修を受講してください。

○明石市内の放課後児童クラブに勤務している方もしくは明石市内に在住の方は原則として明石市が実施する放課後児童支援員認定資格研修を受講してください。

##### (2) 科目の一部免除

既已取得している資格等に応じて、別紙 4 のとおり研修科目の一部を免除します。一部免除を希望する方は申込書に必要事項を記載のうえ、科目の一部免除に該当することを証する書類を提出してください。

#### 5 申込み方法及び受講決定

##### (1) 申込み方法

###### 【放課後児童クラブに勤務している方】

勤務地の市町放課後児童クラブ主管課に「(2) 提出書類」を提出してください。

###### 【放課後児童クラブに勤務していない方】

住民登録をしている市町放課後児童クラブ主管課に「(2) 提出書類」を提出してください。

##### (2) 提出書類

ア	【必須】 令和 3 年度放課後児童支援員認定資格研修受講申込書(様式 1)
イ	【必須】 本人確認書類 (運転免許証、保険証又はパスポートのコピー、いずれか 1 点で可)
ウ	【必須】 受講資格を証する書類(※) (別紙 3 参照。受講資格を確認できない場合は受講できません。) ※翌年度の始期までに、基準第 10 条第 3 項第 1 号、2 号、4～8 号に該当する見込みのある場合は、卒業見込証明書など
エ	【該当する場合】 科目の一部免除に該当することを証する書類

##### (3) 受講決定

受講決定者には、連絡先宛てに受講証を郵送します。本研修受講時には必ず携帯してください。

なお、申込者が定員を超えた場合は、受講をお断りすることがあります。その場合は、連絡先宛てに受講不承認通知及び申込書類を送付します。

#### 6 研修教材について

研修 1 日目に受付でテキスト 3 冊を購入していただきますので、現金 1,000 円(税込)をおつりのないようにご準備ください。

## 7 修了の認定

### (1) 修了要件

#### ア 基準第 10 条第 3 項第 1～10 号に該当する方

すべての研修科目を適切に履修した方に「放課後児童支援員認定資格研修修了証」を交付します。(1 科目につき 15 分以上の遅刻・早退、離席等があった場合は交付できません。)履修の状況を確認するため、科目ごとにチェックシート(レポート)を提出していただきます。

#### イ 翌年度の始期までに、基準第 10 条第 3 項第 1 号、2 号、4～8 号に該当する見込みのある方

すべての研修科目を適切に履修したうえ、基準第 10 条第 3 項第 1 号、2 号、4～8 号に該当する基礎資格を取得したことを確認してから「放課後児童支援員認定資格研修修了証」を交付します。(基礎資格を取得したことが確認できるまで修了証は交付できません。)

基礎資格を取得されましたら、受講申込を行った市町放課後児童クラブ主管課へ基礎資格を証する書類をご提出ください。

### (2) 一部科目修了

認定資格研修受講中に、他の都道府県に転居した場合や病気等のやむを得ない理由により認定資格研修の一部を欠席した場合は、受講者の申請により、適切に履修した研修科目について「放課後児童支援員認定資格研修一部科目修了証」を交付します。

### (3) 修了証の交付

「放課後児童支援員認定資格研修修了証」及び「放課後児童支援員認定資格研修一部科目修了証」(以降、「修了証」という。)は、連絡先宛てに簡易書留で郵送します。

連絡先住所の不備や保存期間経過などにより修了証が返戻された場合は、再郵送にかかる費用(定形外、簡易書留料金の 440 円)は受講者に負担していただきます。

## 8 その他

(1) 昼食は各自でご用意ください。

(2) 特に記載がない限り、会場に研修のために用意する駐車場はありません。なるべく公共交通機関をご利用くださいますようお願いいたします。なお、会場までの交通費及び駐車料金は各自でご負担ください。

(3) 諸事情により、実施回数や日程等を変更する場合があります。その場合は兵庫県ホームページの放課後児童クラブのページでお知らせします。

## 9 問い合わせ先

兵庫県健康福祉部 少子高齢局 こども政策課 こども企画班  
(放課後児童健全育成事業担当)

電 話 078-341-7711 (内線 2864)

メール kodomoseisaku@pref.hyogo.lg.jp

時 間 平日 9:30～12:00、13:00～17:00